

07 財務省 構造改革特区第22次 再々検討要請回答

管理コード	070010	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	寒冷地帯でのどぶろく特区要件の 緩和	都道府県	北海道	
		提案事項管理番号	1002010	
提案主体名	個人			

制度の所管・関係府省庁	財務省
該当法令等	酒税法第7条第2項、構造改革特別区域法第28条
制度の現状	<p>酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。</p> <p>一年間の酒類の製造見込数量が一定量（その他の醸造酒は6キロリットル）に達しない場合には、製造免許を受けることができない。</p> <p>構造改革特別区域内において、農林漁業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を営む農業者が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において自ら生産した米等を原料として特定酒類を製造するため、その製造免許を申請した場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>特区メニューの一つに酒税法の特例「どぶろく」があります。認定の条件はいろいろありますが、基本的には自作のコメを原材料にすることとされています。コメをやることのできない寒冷地帯での地域に応じたコメ以外の原材料も認めてもらいたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>私の住んでいる地域は、世界自然遺産・知床を抱える北海道の東部に位置する斜里町です。この地域はコメをやることのできない寒冷地帯で、水田はゼロ。農業の主力は「でんぷん原料イモ」「甜菜」「小麦」の畑作3品となっています。特に「でんぷん原料イモ」は、開拓時代から農家の生活を守り、地域経済を支えてきたもので、原料イモを加工し、でんぷんを製造するでんぷん工場は斜里町だけでも昭和30年代の最盛期には大小合わせて100以上もあり、時代の変遷を経て現在は北海道内で17、うち斜里町二件の工場数ですが、肥よくな土地と豊富な地下水に恵まれた条件下の製品は最高品として知られている。このでんぷんを原材料にしたどぶろくが開拓時代からあったという歴史があります。でんぷんと発芽小麦(もやし)、麴から作るどぶろくは体が温まり、以前は夏でもストーブの火を落とせなかったこの地にあっては農作業の疲れを癒す時間でもあったと思います。斜里町には大自然に育まれた農業・漁業・林業・観光産業があり、特産の野菜や魚、農畜水産加工品を食しながら「でんぷんどぶろく」を飲み、大自然の中で友と語り合う時間は貴重で素晴らしいと思う。コメのできない地域でも、特産品のでんぷんを利用したどぶろくは、まさに構造改革特区の「地域の特性に応じた規制の特例を導入し、地域経済の活性化を促進する」とした目的に合致するものと思います。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、その納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分及び製造場ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造免許の要件とされている。</p> <p>この最低製造数量基準の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を及ぼしかねないことから、構造改革特区における酒税法の特例では、その対象酒類が限定されているところである。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右提案者からの意見を踏まえ、米を利用せずでんぷんを主原料としたその他の醸造酒の最低製造数量の緩和の可否及びその理由について、具体的に回答されたい。</p>		
提案主体からの意見	<p>自作のコメを原料とする、としたどぶろく特区の要件。私の地域はコメを育てることの出来ない寒冷地で、水田ゼロ地帯。農業の主力は「でんぷん原料イモ」「甜菜」「小麦」の畑作3品。構造改革特区の狙いは「地域の特性に応じた規制の特例を導入し、地域経済の活性化を促進する」というものであり、その中であって寒冷地作物の一つであるでんぷん原料イモの加工品を原料にしたという「でんぷんどぶろく」は、まさに地域の特性を生かした知恵であり、文化だと認識しています。またでんぷんは現行の特定酒類の原料になっていることも考慮し、提案の主旨が実現できるよう再度の検討を要望します。</p>		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>前回の回答で述べたとおり、最低製造数量基準の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を及ぼしかねないことから、構造改革特区における酒税法の特例では、その対象酒類や適用対象者が限定されているところである。</p> <p>現在、対象とされているその他の醸造酒（いわゆる「どぶろく」）については、昔ながらの米を原料とした「どぶろく」を製造し、提供することで地域振興を図りたいとの要望が地方公共団体等の多くからあったことを踏まえ、①農家民宿等においてこうした「どぶろく」を提供することでグリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたこと、②農家民宿等を営む農業者が自ら生産した米を、直接、原料として使用することにより原料コストの低減が図られ、酒税の保全に支障をきたすことも少ないのではないかと考えられたことから、特例的に最低製造数量基準が緩和されたものである。</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請

右提案者からの意見を踏まえ、米を利用せずでんぷんを主原料としたその他の醸造酒の最低製造数量の緩和の可否及びその理由について、具体的に回答されたい。

提案主体からの再意見

おコメを生産できない「寒冷地帯」において、それに代わる主力農産品であるでんぷん原料イモを生かしたどぶろくづくりは、地域の特性に応じた規制の特例を導入するとした構造改革特区に合致し、貴省が上げた酒税の保全に支障をきたすことにはなりません。ちなみにでんぷん原料イモの生産地域は北海道のみであり、さらにお米ができない寒冷地帯は我々が住む道東と道北の限定された地域であります。お米と同じように原料イモを生産する農家があるのででんぷんを原料としたどぶろくを製造し、提供することで地域振興を図りたいとするは異議のないことと思っております。寒冷地帯でのどぶろく特区について再度見解をお示しいただきたい。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

これまでの回答で述べたとおり、最低製造数量基準の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を及ぼしかねないことから、構造改革特区における酒税法の特例では、その対象酒類や適用対象者が限定されているところである。

このため、構造改革特区におけるその他の醸造酒（どぶろく）の特例については、多くの地方公共団体等から要望があったことを踏まえ、農家民宿等を営む農業者が自ら生産した米を、直接、原料として使用することにより、原料コストの低減が図られると考えられたことから、特例的に最低製造数量が緩和されたものである。

07 財務省 構造改革特区第22次 再々検討要請回答

管理コード	070020	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	酒類の製造免許の要件緩和 (最低製造数量基準の緩和)	都道府県	茨城県	
		提案事項管理番号	1013010	
提案主体名	有限会社 森ファームサービス			

制度の所管・関係府省庁	財務省
該当法令等	酒税法第7条第2項、構造改革特別区域法第28条
制度の現状	<p>酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。</p> <p>一年間の酒類の製造見込数量が一定量（単式蒸留しうちゅうは10キロリットル）に達しない場合には、製造免許を受けることができない。</p> <p>構造改革特別区域内において、農林漁業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を営む農業者が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において自ら生産した米等を原料として特定酒類を製造するため、その製造免許を申請した場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>そばを自ら生産する農家が、自ら焼酎乙類（そば焼酎に限る）を製造し、提供販売する場合には、酒税法の酒類製造免許に関する年間最低製造数量基準（10キロリットル）を適用しない特例制度を求めるものである。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>弊社が所在する茨城県は、生産量ベースで全国第5位、関東では第1位となる、そばの主要産地であり、茨城県の奨励品種である「常陸秋そば」は、その品質の高さから世界的な評価も高く、地域おこしの題材としても魅力的な素材として認識されている。</p> <p>都市農村交流及び農業の活性化を推進する観点から、「常陸秋そば」を活用した新たな商品として、そば焼酎（乙類）の開発を計画しており、その地域性とプレミアム性を高めるためには、そば生産農家自らが製造することが望ましい。</p> <p>一方で、現在の酒税法に基づく最低製造数量での生産は非常に困難であることから、特定の農家が自ら生産したそばを原料とした焼酎乙類を製造し、提供及び販売する場合には、酒税法の酒類製造免許に関する年間最低製造数量基準を適用しない特例制度を求めるものである。</p> <p>地域性豊かなそば焼酎を提供することは、そばの付加価値を高め、農業の六次産業化を促すとともに、地域における各次産業の連携を強化し、地域活性化に資することが期待できる。</p> <p>なお、過去に同様の提案があった際には、「すなわち、現行の濁酒に係る製造免許の特例では、濁酒はその性質上、長期間の保存が困難であり、特区外で流通する可能性も低いと考えられ、一方、ワインなどについては、既に各地で製造されており、製造委託</p>

が可能であることや、保存や流通も容易であることなどから、対象酒類は濁酒に限定されているものである。」として、対応不可となっているが、当該提案の後、ワインやリキュールについて濁酒特区と同様、類似の条件による特例制度による要件緩和がなされていることを踏まえて検討されたい。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、その納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分及び製造場ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造免許の要件とされている。</p> <p>この最低製造数量基準の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を及ぼしかねないことから、構造改革特区における酒税法の特例では、その対象酒類が限定されているところである。</p> <p>なお、提案理由にある果実酒やリキュールの最低製造数量基準の緩和については、対象酒類が一般に比較的簡易な設備で製造可能なこと等も勘案し、緩和したところである。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。			
提案主体からの意見			
<p>先に規制緩和がなされた「特産品しょうちゅう」の事例を確認したところ、施設整備で最も大きな要素を占める単式蒸留釜の価格は100万円台前半からであり、その他の設備を含め、全体的に見ても濁酒等の製造設備と比して、著しく高価なものであると言いがたい。「特産品しょうちゅう」は最低製造数量として年間10キロリットルが前提であるが、弊社提案内容では主原料となるそば等が自家生産であることも含めて、より小規模の生産でも採算を取ることは可能であると考えられる。また、構造改革特区とは地方公共団体が自発的な立案に基づき、責任をもって実施し、国はそれを事後的に評価する社会制度であることを踏まえ、再度検討されたい。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>前回の回答でも述べたとおり、酒税の納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要であり、酒類の区分ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造免許の要件とされている。</p> <p>この最低製造数量基準の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を及ぼしかねないことから、構造改革特区による酒税法の特例では、その対象酒類が限定されているところである。</p> <p>なお、ご意見の「特産品しょうちゅう」に係る免許の付与にあたっては、製造免許の</p>			

要件として酒類の区分及び製造場ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準（10 キロリットル）を満たすことが求められているところであり、したがって、単式蒸留しょうちゅうの最低製造数量基準を緩和することは、酒税の保全上問題があると考えている。

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請

右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。

提案主体からの再意見

弊社からの再検討要請において、小規模製造であっても客観的に採算が取れる見込を示し、また貴省からの回答において、その見込を否定する文言が無かったにも関わらず、金科玉条の如く最低製造数量 10 キロリットルという数字を示すにあたり、最低製造数量として定めた年月とその具体的な算出根拠について、数字を以って明らかにされたい。また、特例要件として原材料となるそばを生産する農家が自ら製造する場合に限る、という弊社が示した条件は経済的にも合理性があると考えるが、現行の濁酒に係る製造免許の特例と同様に、農家民宿等を営む等の更なる条件を課して、最低製造数量の緩和が出来ないか、再度検討されたい。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

しょうちゅうの製造については、前回ご意見のあった単式蒸留釜を用いた場合であっても、一般に、単式蒸留釜のほか、原料処理設備、製麴設備、仕込み・貯蔵用タンク、蒸留かすの貯蔵タンクといった設備が必要であり、比較的簡易な設備で製造可能な濁酒と比べ相応の設備投資が必要であることから、現行の濁酒に係る製造免許の特例と同様の条件等を課すことを前提としても、単式蒸留焼酎の最低製造数量基準の緩和には、酒税の保全上問題があると考えている。

ご意見にあった採算性については、個々の事業者の業態や製造設備への投資状況によって異なることを否定するものではないが、酒類の製造免許は、酒税の保全の観点から一般に採算の取れる程度の製造が可能な場合に限って付与する必要がある中で、免許の申請時に、個々の事業者の業態や設備投資の状況に基づき、その事業者の将来的な経営状況や財務状況を税務当局が個別に判断することは困難であることから、「最低製造数量基準」という客観的な基準により酒類の製造事業における採算性を判断することで統一的な税務行政が図られているところである。

（注）法定製造数量についての制度は、酒類製造免許制度が実施された明治時代から統一的な税務行政を行うための基準として設けられており、その後幾度かの改正を経て現在に至っている。

07 財務省 構造改革特区第22次 再々検討要請回答

管理コード	070030	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	特定農業者以外での濁酒生産販売 の許可	都道府県	北海道	
		提案事項管理番号	1022010	
提案主体名	ニセコビュープラザ直売会			

制度の所管・関係府省庁	財務省
該当法令等	酒税法第7条第2項、構造改革特別区域法第28条
制度の現状	<p>酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。</p> <p>一年間の酒類の製造見込数量が一定量（その他の醸造酒は6キロリットル）に達しない場合には、製造免許を受けることができない。</p> <p>構造改革特別区域内において、農林漁業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を営む農業者が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において自ら生産した米等を原料として特定酒類を製造するため、その製造免許を申請した場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>特定農業者による特定酒類の製造事業のみでなく、農業団体にも要件緩和を求めるものである。農業団体及びその加盟農業者において、自らが生産する米を原料として、どぶろく（その他醸造酒）の製造免許を申請した場合に、酒類の製造免許に係る最低製造数量基準（年間6キロリットル）を適用しない。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>町内農業者60名による任意団体であるニセコビュープラザ直売会及びその加盟農業者が自ら生産する米を原料として、農作物の減産期を中心に濁酒を小規模ながらも製造し、道の駅ビュープラザ直売会で販売することにより地域の活性化を図る。</p> <p>提案理由：</p> <p>（1）単一作物の大産地に対しニセコ町は山間部に位置するため少量多品種の生産しかできず、そのデメリットは大きい。農家の所得は低く、農家人口は年々減少している。さらに、ニセコビュープラザ直売会では作物の採れない冬場の売上げを確保することが緊急の課題である。農業者の所得増加に寄与する6次製品の登場が期待されている。</p> <p>（2）地域で生産される6次製品に対する観光客の関心は高く、観光事業者からも本当の地域の地酒が期待されている。</p> <p>（3）ニセコ町では地域の米を使って町外の酒造会社に清酒の製造を委託している事例がある。しかし、町外での製造では真の6次製品の産出及び地産地消の実現とは言いがたく、地域活性化に結びついていないのが実状である。</p>

(4) 農家民泊や農家レストランの運営は農業者の負担が大きく、特定農業者になり特定酒類の製造事業を行うにはハードルが高い。

予防措置：会計機能が事務局に集約されている直売所を営む農業団体であれば、税務当局による実態の把握が可能である。また、当該直売所以外では販売しないという措置をとる。さらに直売所の売上げを通じたコストの回収が容易であり、納税に支障をきたすことは無い。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>構造改革特区において酒税法の最低製造数量基準の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を及ぼしかねないことから、対象者が限定されているところである。</p> <p>すなわち、①民宿・飲食店等を営む農業者であれば、原料コストの低減や宿泊代金等を通じたコストの回収が容易である、酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたこと、さらには、②農家民宿等におけるその他の醸造酒（いわゆるどぶろく）の提供を通じ、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、対象者は民宿・飲食店等を営む農業者とされているものである。</p> <p>現行の酒税法の特例では、「自ら生産した米又はこれに準ずるものを生産する農業者」には、農業経営者の同居親族等でその農業経営者が行う米の生産に従事する者のほか、農業生産法人の組合員、社員又は株主でその農業生産法人が行う米の生産に従事している者も含むこととされている。</p> <p>今回のご提案ではどのような形態で酒類の製造事業を計画されているのか等、その内容が必ずしも定かではないことから、現行の制度で対応が可能かどうかを含め、まずは所轄の税務署にご相談していただきたい。</p>			

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			

提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し

07 財務省 構造改革特区第22次 再々検討要請回答

管理コード	070031	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	濁酒製造に関わる原料の対象の拡大	都道府県	北海道	
		提案事項管理番号	1022020	
提案主体名	ニセコビュープラザ直売会			

制度の所管・関係府省庁	財務省
該当法令等	酒税法第7条第2項、構造改革特別区域法第28条
制度の現状	<p>酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。</p> <p>一年間の酒類の製造見込数量が一定量（その他の醸造酒は6キロリットル）に達しない場合には、製造免許を受けることができない。</p> <p>構造改革特別区域内において、農林漁業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を営む農業者が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において自ら生産した米等を原料として特定酒類を製造するため、その製造免許を申請した場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>現行の特定酒類の原料だけでなくその他の原料にも要件緩和を求めるものである。とうもろこし・じゃがいも・ひえを特定酒類の原料とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>以下のものも特定酒類として認める。水、じゃがいもを原料として発酵させたもので、こさないもの。水、とうもろこしを原料として発酵させたもので、こさないもの。水、ひえを原料として発酵させたもので、こさないもの。</p> <p>提案理由：</p> <p>(1) 地域の伝統的な食文化を守り観光資源とすることにより都市と農村の交流を促進する。(じゃがいも濁酒はかつてこの地域で飲まれていたと伝わるもの。ひえ濁酒は先住民アイヌの伝統的なお酒である)</p> <p>(2) とうもろこしは地域の主産物の一つであるが、廃棄処分となるものも多い。濁酒の原料とすることで資源の有効活用及び農家の所得向上に寄与する。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、その納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分及び製造場ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造免許の要件とされている。</p>			

この最低製造数量基準の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を及ぼしかねないことから、構造改革特区における酒税法の特例では、その対象酒類が限定されているところである。

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
提案主体からの再意見			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し